

職場のトラブル・悩み事が相談できます！

回 覧

大分県の労働110番

令和3年2月

県労政・相談情報センターには、コロナ禍での業績悪化による影響で、経営者が国や自治体の助成金制度を利用することなく従業員に休業手当が支払われない、解雇や退職勧奨される、賃金が勝手に減額されるなどの相談が寄せられています。

労働者や事業主だけでなく、フリーランスの方も相談できますので、お気軽にご利用ください。

☆労働なんでも相談 in 国東市

○と き：2月10日（水）
午前11時～午後3時

○ところ：アストくにさき 1F 中会議室

※損害賠償請求など法的な対応が必要な場合は
2月26日（金）の出張労働相談をご案内します。

☆出張労働相談 in 別府市

○と き：2月26日（金）
午後1時30分～午後4時

○ところ：別府市公会堂 2F 会議室

※弁護士・労働基準監督官などが無料対応

<電話相談は下記ダイヤルまで>

○スマホ・携帯電話などからは

☎097-532-3040

○フリーダイヤル

☎0120-601-540

・秘密厳守 ・相談無料 ・予約可能

お問合せ先：大分県労政・相談情報センター（県雇用労働政策課内）

☎097-532-3040

【大分県の労働110番】は、労働・雇用問題に適切なアドバイスを行うため、大分県が実施しています。

<休業手当とは？>

労働基準法第26条で「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」と定められています。

新型コロナウイルス感染症の影響で休業または出勤調整で、勤務予定日に休まされた場合は休業手当の支払い対象となります。(手当額は、平均賃金の60%以上)

※パートやアルバイトも対象となります。

<事業者への国の支援策>

○「雇用調整助成金」(令和2年11月10日現在)

厳しい状況の中でも、雇用を維持していただくための支援策です。

厚生労働省は、令和2年1月24日から12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響で従業員を休業させた場合、企業・個人事業主が従業員(雇用保険被保険者でないパート等も対象)に支払う「休業手当」の一定割合を国が肩代わりする制度「雇用調整助成金」の「特例措置」を実施しています。申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内です。

雇用調整助成金は、従業員に直接支給されるものではありませんが、企業側が従業員に支給する休業手当の原資になるため、雇用を維持しやすくなります。

>>>詳細は、厚生労働省のホームページで確認

お問い合わせ先:○大分労働局大分助成金センター TEL 097-535-2100

○または、ハローワーク(別府・中津・日田・佐伯・宇佐・豊後大野)

○「持続化給付金」(令和2年11月10日現在)

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業を継続するための下支えと、再起の糧としていただくための給付金です。給付額は、中小法人等200万円、個人事業者等100万円です。ただし、昨年1年間の売上額からの減少分の額が上限となります。申請期限は、令和3年1月15日までです。

>>>詳細は、経済産業省のホームページで確認

お問い合わせ先:持続化給付金事業コールセンター TEL 0120-279-292

[IP電話等] 03-6832-6631(通話料がかかります)

<労働者への国の支援策>

○「休業支援金・給付金」(令和2年11月10日現在)

厚生労働省は、①令和2年4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者で、②その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方に、当該労働者の申請で休業前賃金の8割(日額上限11,000円)が、休業実績に応じて支給される制度を創設しています。申請期限は、休業した期間が4月~9月のときは12月末まで、休業した期間が10月~12月のときは令和3年3月末です。

>>>詳細は、厚生労働省のホームページで確認

お問い合わせ先:休業支援金・給付金コールセンター

TEL 0120-221-276 月~金 8:30~17:15/土日祝 8:30~17:15